

平成27年第9回教育委員会臨時会

開会年月日 平成27年7月1日(水)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 内 藤 幸 子
同 委 員 外 松 和 子
同 委 員 安 藏 誠 市

議 題

- 1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

開 会 午後 2時00分
閉 会 午後 2時08分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	中 村 哲 明
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	伊 藤 安 人
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	三ッ橋 由 郎
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	小 暮 文 夫
こども家庭部こども施策企画課長	柳 橋 祥 人
同 保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	近 野 建 一
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	中 里 伸 之
こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長	吉 岡 直 子

会議に欠席した者の職・氏名

教育委員会 委 員	長 島 良 介
教育振興部学校教育支援センター所長	風 間 康 子

教育長

ただいまから、平成27年第9回教育委員会臨時会を開催する。

教育委員会制度の改革に伴い、これまでの教育委員会委員長と教育長の職とを一体化した「新たな教育長」が設置された。本日の会議は、この「新たな教育長」の職務を代理する者の指名を行うため招集したものである。

なお、本日は、急な所用により長島委員から欠席の届けが出ている。よろしく願います。

また、傍聴の方が1名おいでになっている。よろしく願います。

教育振興部長

学校教育支援センター所長は、本日、他の公務のため欠席させていただく。よろしく願います。

教育長

よろしく願います。

案件に入る前に、教育委員会制度の改革と「新たな教育長」の就任について、私からご報告させていただく。

国は、ご承知のとおり、教育委員会の責任体制を明確にするため、平成26年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、委員長と教育長を一体化した「新たな教育長」を設置することを定めた。

これを受け、当区においても、去る6月15日に開催された平成27年第二回練馬区議会定例会において教育長の任命同意議案が可決され、本日7月1日付けで私、河口浩が前川区長より「新たな教育長」としての任命を受けた。

一言、ご挨拶をさせていただく。

今申し上げたように、本日、区長より教育長の任命を受けた。これまでと同様に、また、これまで以上に子供たちのために努力していく所存である。教育委員の皆さまにもご協力をいただきながら、この教育委員会がより活発になり、そして、教育行政または子育て行政がより一層進展するよう今後も頑張っていきたい。よろしく願います。

また、これまで委員長を務めていただいた内藤委員におかれては、本当にありがとうございます。改めてお礼を申し上げたい。また、外松委員、安藏委員、長島委員にも今後も引き続きお世話になる。よろしく願います。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

教育長

初めに議題の1番「練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について」である。この案件について、事務局から説明することがあれば願います。

教育総務課長

平成26年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定では、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と定められている。

したがって、教育長の職務を代理する方については、教育長に事故があるとき、または、教育長が欠けたときにその職務を代理することになり、そのとき以外は、教育長の職務を代理することはありません。通常は他の教育委員と同様の職務を行うことになる。

また、代理する権限の範囲は、基本的には、新たな教育長の権限全般となるが、これは極めて広範にわたるため難しい面がある。そこで、先般、「練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則」を改正し、その第3条の規定において、教育長の権限のうち、教育委員会の会議を主宰すること、また、教育委員会を代表すること以外については、教育振興部長等に委任することができるという形で対応することとした。

なお、教育長の職務を代理する者の指名については、法の規定により、教育委員会の委員の中から指名すると定められている。

教育長

ただいま説明があったように、教育長の職務を代理する者については、教育長である私が、教育委員の皆さんの中から指名をさせていただくことになっている。

また、教育長の職務を代理する者は、その際、教育委員会事務局の職員に一部の権限を委任することができる旨が定められているが、それでもその権限はかなり重くなっている。そこで、任期については、法律等の定めがないため、私としては、本日から来年の6月30日までの一年間をお願いしたいと考えている。

それでは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項および「練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則」第2条の規定に基づき、教育長の職務を代理する者を指名させていただきたいと思う。

私としては、外松和子委員をお願いしたいと思っている。いかがか。よろしいか。

外松委員

はい。

教育長

よろしく願います。

それでは、外松委員、ご挨拶をお願いします。

外松委員

外松である。新しい制度のもと、教育長の職務代理者ということで、今、任期は一年間、主な職務も2点お話しいただいた。そのような事態が生じた場合には、しっかりと務めてまいりたいと思う。よろしく願います。

教育長

ありがとう。

続いて、委員の議席についてである。

本日の議席は暫定的にお座りいただいている。「練馬区教育委員会会議規則」第5条の規定では、委員の議席は、合議により定めるとされている。ただいまお座りいただいている議席のままでいかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、委員の了承をいただいたので、そのようにさせていただきます。

本日は、議案やその他の報告案件については省略をさせていただきます。

今後はこの新しい体制の中で進めていくことになるが、委員の皆さんから何かご意見等はあるか。よろしいか。

特に、内藤前委員長、いかがか。

内藤委員

引き続き、よろしく願います。

外松委員

内藤前委員長、委員長として本当にお疲れさまであった。

教育長

それでは、これをもって第9回教育委員会臨時会を終了する。